

熊本県公報

第 1 0 8 2 2号
平成 14年 4月 8日(月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示		
証紙売りさばき人の指定の取消し	(会 計 課)	1
熊本県健康センターの使用料の収納事務委託	(健康増進課)	1
字の区域の変更	(市町村総室)	2
"	(")	2
あらたに生じた土地の確認及びこれに係る字の区域の決定	(")	2
平成 13年一般会計補正予算及び特別会計補正予算の要領	(財 政 課)	3
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障 害 保 健 福 祉 課)	42
身体障害者福祉法の規定による医療機関の指定	(")	42
漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧	(漁 政 課)	43
道路の区域変更	(道 路 維 持 課)	43
道路の供用開始	(")	43
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 38条第 2 項の規定による医療機関の指定	(健康増進課)	44
公 告		
道路位置の指定	(建 築 課)	44
"	(")	44
"	(")	45
"	(")	45
"	(")	45
"	(")	45
県営土地改良事業計画変更	(農 村 計 画 課)	45
"	(")	46
県営土地改良事業計画	(")	46
第 40回技能五輪全国大会ホームページ及び第 26回全国障害者技能競 技大会ホームページ作成に係る一般競争入札の実施	(職 業 能 力 開 発 課)	46
都市計画事業認可 熊本駅北部線	(都 市 計 画 課)	47
" 万田本井手線	(")	48
開発行為に関する工事の完了	(建 築 課)	48
土地改良区の合併認可	(農 村 計 画 課)	48
大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商 工 政 策 課)	48
宅地建物取引業者の監督処分	(建 築 課)	49
土地改良事業計画変更の同意	(農 村 計 画 課)	49

告 示

熊本県告示第 339号

熊本県収入証紙条例(昭和 39年熊本県条例第 24号)第 5 条第 1 項の規定により、売りさばき人の指定を次のように取り消す。

平成 14年 4月 8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

住 所	名称及び代表者氏名	取 消 年 月 日
熊本市東町 3 - 11-63	社会福祉法人熊本県母子寡婦福祉連合会 理事長 福 田 茂 子	平成 14年 3月 31日

熊本県告示第 340号

地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 243条及び地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 158条第 1 項の規定により、歳入の収納事務を次のとおり委託した。

平成 14年 4月 8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 委託した収納事務

熊本県健康センター条例(昭和 59年熊本県条例第 21号)第 7 条の規定による使用料

の 収 納 事 務

- 2 受託者の名称及び所在地
イ 名称 財団法人熊本県成人病予防協会
ロ 所在地 熊本市東町四丁目 11番 2号
- 3 委託年月日
平成 14年 4月 1日

熊本県告示第 341号

土地改良法（昭和 24年法律第 195号）第 2条第 2項第 2号に掲げる区画整理事業の実施に伴い、地方自治法（昭和 22年法律第 67号）第 260条第 1項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨苓北町長から届出があった。

上記の届出に係る字の区域の変更は、当該事業に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成 14年 4月 8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

変更前 の 大 字	変更前 の 字	区 域	変更後 の 大 字	変更後 の 字
坂瀬川	花 園	1039の一部、1040の一部	坂瀬川	種久保
坂瀬川	花 園	1040の一部、1047から 1049までの各一部	坂瀬川	川 嶋
坂瀬川	種久保	3364の一部、3370の一部、3372 3373の一部、3375の一部、3376の一部、3377 3378の一部、3379の一部、3379の 2の一部、3380の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部並びに字花園 980の地先の水路である国有地の一部、字花園 1039に隣接する国有地の一部	坂瀬川	花 園

熊本県告示第 342号

土地改良法（昭和 24年法律第 195号）第 2条第 2項第 2号に掲げる区画整理事業の実施に伴い、地方自治法（昭和 22年法律第 67号）第 260条第 1項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨苓北町長から届出があった。

上記の届出に係る字の区域の変更は、当該事業に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成 14年 4月 8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

変更前の 大 字	変更前 の 字	区 域	変更後の 大 字	変更後 の 字
都呂々	善 徳	6454の 3 6457 6457の 2及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部	都呂々	松 場

熊本県告示第 343号

公有水面の埋立てによりあらたに土地を生じたため、地方自治法（昭和 22年法律第 67号）第 9条の 5第 1項の規定により確認し、これに係る字の区域を同法第 260条第 1項の規定により、次のとおり決定した旨有明町長から届出があった。

平成 14年 4月 8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

あらたに生じた土地	編入する字
天草郡有明町大字下津浦字佛田 5185の 1 5184の 4に隣接する道路地先公有水面埋立地 167.49平方メートル 天草郡有明町大字下津浦字佛田 5184の 4 5184の 1、5184の 5、5176の 3、5176の 4に隣接する道路地先公有水面埋立地 1,830.81平方メートル	有明町大字下津浦字佛田

熊本県告示第 344号

平成 13年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算は、平成 14年 2月定例県議会において次のとおり議決されたので、地方自治法（昭和 23年法律第 67号）第 219条第 2項の規定により公表する。

平成 14年 4月 8日

熊本県知事 潮 谷 義 子

平成13年度熊本県一般会計補正予算（第9号）
 平成13年度熊本県の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。
 （歳入歳出予算の補正）
 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,506,724千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ838,085,985千円とする。
 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
 （繰越明許費）
 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。
 （債務負担行為の補正）
 第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。
 （地方債の補正）
 第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	県 税	154,075,436 △	238,494	153,836,942
	1 県 民 税	43,972,154	1,143,182	45,115,336
	2 事 業 税	33,831,694 △	1,072,808	32,758,886
	3 地 方 消 費 税	15,743,422	138,483	15,881,905
	4 不 動 産 得 税	5,858,411 △	132,704	5,725,707
	5 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,323,633 △	69,233	1,254,400
	6 自 動 車 税	25,442,220 △	215,519	25,226,701
	7 鉦 区 税	13,760 △	217	13,543
	8 狩 猟 者 税	41,121	441	41,562
	9 自 動 車 得 税	5,431,986 △	407,970	5,024,016
	10 軽 油 引 取 税	18,768,006	384,581	19,152,587
	11 入 猟 税	32,910	409	33,319
	12 旧 法 に よ る 税	12,354 △	7,139	5,215
2	地 方 消 費 税 清 算 金	35,123,037 △	1,502,994	33,620,103

款	項	補正前の額	補正額	計
3 地方特別交付金	1 地方消費税清算金	35,123,037 △	1,502,934	33,620,103
	1 地方特別交付金	1,151,246 △	27,135	1,124,111
4 地方交付税		264,577,591	4,626,014	269,203,605
	1 地方交付税	264,577,591	4,626,014	269,203,605
5 分担金及び負担金	1 分担金	1,099,500	99,507	1,199,007
	2 負担金	8,765,230	364,895	9,130,125
6 使用料及び手数料	1 使用料	13,598,261 △	263,068	13,335,193
	2 手数料	9,703,767 △	147,268	9,556,499
7 国庫支出金	1 国庫負担金	3,894,494 △	115,800	3,778,694
	2 国庫補助金	167,159,053 △	5,760,746	161,398,307
	3 国庫委託金	2,362,718 △	78,035	2,284,683

款	項	補正前の額	補正額	計
8 財産収入	1 財産運用収入	1,678,284 △	26,001	1,652,283
	2 財産売払収入	826,512 △	10,914	815,598
9 寄附金	1 寄附金	851,772 △	15,087	836,685
		26,592	1,570	28,162
10 繰入金	1 特別会計繰入金	16,994,123 △	3,422,613	13,571,510
	2 基金繰入金	4,350,015 △	6,241	4,343,774
11 繰越金	1 繰越金	12,644,108 △	3,416,372	9,227,736
		1	9,145,189	9,145,190
12 諸収入	1 繰越金	47,307,353 △	2,834,989	44,472,364
	1 基幹金、国庫金及び過料	405,526 △	83,848	321,678
	2 県預金利子	179,500 △	142,000	37,500
	3 貸付金元利収入	30,590,314 △	1,409,359	29,180,955
	4 受託事業収入	2,316,388 △	607,335	1,709,053